平成13年(ワ)第8591号 著作権使用料請求事件 口頭弁論終結日 平成13年6月25日

協同組合日本脚本家連盟 訴訟代理人弁護士 田倉栄美 周南ケーブルサービス株式会社 告 被

- 1 被告は、原告に対し、金120万5709円及びこれに対する平成13年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

 - 訴訟費用は被告の負担とする。 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

- 第1 請求
 - 原告 1

主文と同旨

被告 2

請求棄却

第2 理由

請求原因は、別紙訴状及び訴状訂正申立書のとおりである。 証拠(甲1ないし4)及び弁論の全趣旨によれば,請求原因事実はすべて認 められる。以上によれば原告の請求は理由がある。

東京地方裁判所民事第29部

裁判長裁判官 飯 敏 明 村 裁判官 今 井 弘 晃 智 石 裁判官 村

別紙 訴状 別紙 訴状訂正申立書